

令和4年10月

お客様 各位

常呂町農業協同組合

「電子交換所」への参加に伴う代金取立手数料等の設定について

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当 JA では全国銀行協会が設定する「電子交換所」への参加にともない、手形・小切手の代金取立にかかる手数料を下記の通り設定させていただくことと致しました。

電子交換所とは、これまで手形交換所で行われてきた銀行間の手形・小切手の現物交換により交換業務から、原則すべての手形・小切手を金融機関間での券面イメージデータの送受信に変更するもので、全国銀行協会では、全国の手形交換所を廃止し、令和4年11月4日（金）より新たに設置される「電子交換所」で交換業務を行うこととしております。

1. 代金取立手数料の設定

電子交換所への参加に伴い、従来の手形・小切手の代金取立の区分を廃止し、下記の通り「電子交換取立」へ改定致します。また、手形交換にかかるその他手数料についても設定致します。

お取引区分	手数料（税込）
電子交換取立※1	660円
個別取立※2	1,210円

※1 当 JA 支払地の当日入金は無料となります。

※2 電子交換対象外の預貯金証書・通帳の代金取立や、電子交換所不参加金融機関を支払地とする手形・小切手などは「個別取立」となります。

お取引区分		手数料（税込）
その他手数料	取立手形組戻料	1,100円
	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1,100円※3

※3 委託金融機関が遠隔地の店舗に店頭呈示の方法により取り立てる方式。

取立費用が上記手数料を超過する場合は、実費を請求させていただきます。

2. 改定日 令和4年11月4日（金）受付分より

以上